

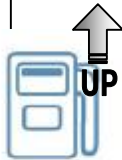
ガソリン価格高騰時における 軽油引取税の「**上乗せ課税**」停止措置の凍結について

このたびの東日本大震災により、燃料の小売価格が高騰しましたが、今後トリガー制度が発動されて税率が下がった場合、全国各地で不要不急の買いためが起り、被災地に燃料が十分に行き渡らないおそれがあることから、**当分の間、トリガー制度が凍結**されることとなりました。

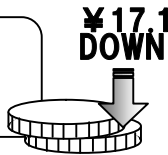
トリガー制度とは・・・？

◇トリガー制度発動

レギュラーガソリンの平均小売価格が、**3ヶ月連続して160円を超える**



財務大臣が告示した翌月の初日から、軽油引取税の税率の**上乗せ分の課税が停止**される

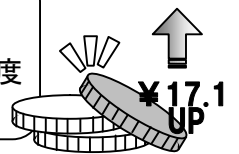


◆トリガー制度停止

レギュラーガソリンの平均小売価格が、**3ヶ月連続して130円を下回る**



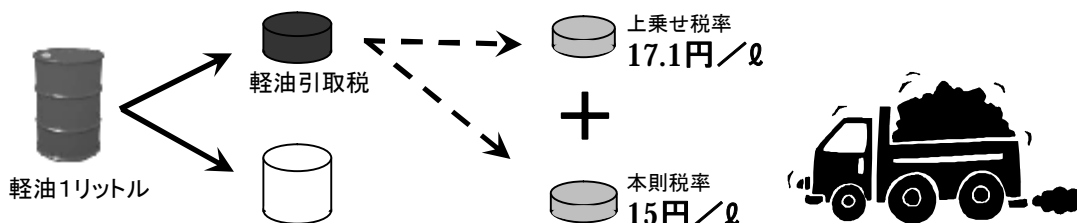
財務大臣が告示した翌月の初日から、軽油引取税の税率に**上乗せ分が加算**され、トリガー制度発動前の税率に戻る



【一口メモ】

軽油には、1リットルあたり約32円の軽油引取税が課税されていますが、このうち約17円が「上乗せ課税」されているものです。

(以前は「^{ざんてい}暫定税率」と呼ばれていました。)



【お問い合わせ先】

〒990-8570
山形県山形市松波2-8-1
山形県総務部税政課 課税担当
TEL : 023-630-2068, 2069